



私 文 号 外
平成 2 5 年 1 月 7 日

各私立幼稚園設置者 殿

宮城県総務部私学文書課長
(公 印 省 略)

私立学校授業料等軽減特別事業補助金に係る会計処理について（通知）

このことについては、平成23年11月17日付け私文号外により通知したところですが、一部の設置者において不適当な会計処理を行っている事例が散見されました。

つきましては、平成24年度決算以降における標記補助に係る会計処理について、下記のとおり事務処理していただくようお願いします。

記

1 標記補助金に係る科目計上について

本補助金について、地方公共団体補助金収入として計上すべきところ、別科目で計上している事例が確認されました。本補助金は、「地方公共団体（県）補助金収入」として計上してください。

2 授業料等軽減事業に係る会計処理について

標記事業に係る会計処理については、昭和49年10月23日付け日本公認会計士協会学校会計委員会報告第16号「補助金収入に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」3. 会計処理について（2）学費負担軽減補助金に記載されているとおり、下記の何れかの方法によって会計処理してください。

（1）直接減額法

学生生徒等納付金収入の該当科目から幼稚園において減免した金額を直接減額し、資金収支計算書及び消費収支計算書の欄外に注記する方法。

（2）間接減額法

学生生徒等納付金収入の該当科目に、授業料等を賦課した金額の総額（減免を受ける園児に係る分を含んだ金額）を一旦計上し、当該科目の直下に控除項目を設置して減額する方法。

3 計算書類への記載方法について

前項の何れの方法によって会計処理を行ったかにかかわらず、計算書類への注記等は必ず必要になりますので、以下の記載例を参考に計算書類への注記等を設置する学校ごとに行ってください。

〔設例〕

保育料月額 15,000 円・入園料 20,000 円・園児数 100 人(途中入退園者無し)のA幼稚園におい

て20人の被災園児（うち，新入園児10人）に係る保育料1年間分及び入園料を全額減免し，保育料月額15,000円・入園料20,000円・園児数110人(途中入退園者無し)のB幼稚園において10人の被災園児（うち，新入園児5人）に係る保育料1年間分及び入園料を全額減免する場合。

(1) 直接減額法における記載例

<資金収支計算書>

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	[34,400,000]	[34,400,000]	[0]
授業料収入	32,400,000	32,400,000	0
入学金収入	2,000,000	2,000,000	0

(私立学校授業料等軽減特別事業に係る注記)

A幼稚園

授業料総額 18,000,000円 減免額 3,600,000円

入学金総額 1,000,000円 減免額 200,000円

B幼稚園

授業料総額 19,800,000円 減免額 1,800,000円

入学金総額 1,300,000円 減免額 100,000円

※ 資金収支内訳表，消費収支計算書及び消費収支内訳表も同様に作成してください。

(2) 間接減額法における記載例

<資金収支計算書>

(単位 円)

科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	[34,400,000]	[34,400,000]	[0]
授業料収入	37,800,000	37,800,000	0
県補助金による軽減額	△5,400,000	△5,400,000	0
入学金収入	2,300,000	2,300,000	0
県補助金による軽減額	△300,000	△300,000	0

<資金収支内訳表>

(単位 円)

科 目	A幼稚園	B幼稚園	総 額
学生生徒等納付金収入	[15,200,000]	[19,200,000]	[34,400,000]
授業料収入	18,000,000	19,800,000	37,800,000
県補助金による軽減額	△3,600,000	△1,800,000	△5,400,000
入学金収入	1,000,000	1,300,000	2,300,000
県補助金による軽減額	△200,000	△100,000	△300,000

※ 消費収支計算書及び消費収支内訳表も同様に作成してください。

担当：私立学校班 千葉・阿部
TEL：022-211-2268
FAX：022-211-2296